

主 文

現下の大阪市共済組合は名を共済組合の美名に藉り俾て現業員を欺瞞する所の及動的極まるものである故に吾等は直ちに共済組合の改正を要求するものである

理 由

市共済組合は徳元局と局外共済組合との二つがある

徳元局共済組合は局外共済組合に比して遙かに内容が同じ大阪市の従業員でありながら之の才は其の窳劣を受くる事多く一方は少いと言ひが如きサングツ待遇を受くるは不合理的である故に我等は今日之に市の共済組合を徳元局と同一に統一せよと要求するものである

実行 方法

一 本大会の名を以つて大阪市の要求すること

二 局外全従業員に向つて現共済組合の及動性を暴論し一大要求運動を捲起すること

六、労働立法改修並ニ制定の件

提 出 大阪共済会

説 明 本委員三君

主 文

現行保護法は労働者階級を欺瞞し吾等として救済的支助をなさんとする外則もなきない此のカインとワの欺瞞法を未だ一般労働者には何等の制定なく此水爲に吾等は一層悲惨なる採取を強化し此を盾

に我等は此法律の一般労働者の保護法の改正並に制定を即時要求するものである

理 由

一、このごとくしく理由を説明する迄もなく吾等は此の各項を改正並に制定を要求す

二、現行工場労働者健康保護法の改正

三、商業従事者保護法の制定

四、現行民法中雇傭契約関係法規の改正

五、最低賃額法制定

六、労働組合法制定

七、失業保険法制定

八、養老保険法制定

九、障害保険法制定

十、婦人並ニ小年労働者保護法の制定

実行 方法

一、同盟機関を通じて全無産団体の共同斗争を敢すること

二、全国一斉に労働者保護法獲得労働者大会並演説会を開催すること

三、清願運動を敢すること

四、無産階級職士を通じて議院に提出すること